

役員報酬及び職務執行費用の弁償に関する細則

平成 21 年 1 月 26 日制定

特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構定款第 22 条第 3 項の役員報酬及び職務執行費用の弁償に関する細則を下記のとおり定める。

記

- 1 役員には、予算の範囲内において職務執行に要する旅費、その他の費用を弁償することができる。
- 2 常務理事の報酬は、国家公務員の一般職の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)に定める行政職(一) 10 級の給与の範囲内において会長が定める。

常勤職員給与規程

特定非営利活動法人
全国就労支援事業者機構

第1条（適用）

この規程は、特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構（以下「全国機構」という。）定款第22条の規定に基づき、全国機構に勤務する常勤職員の給与等に関する事項を定めるものである。

第2条（会長の権限）

会長は、本規程の定めるところにより、常勤職員の給与等を定める。

2 常勤職員の給与決定の原則は、労働の対価として全国機構の財務状況、物価、役割及び責任・職務遂行能力・年齢・勤続年数等を考慮して決定する。

第3条（常勤職員）

この規程は、定款に規定する事務局長、事務局次長、主事及び書記に適用する。

第4条（常勤職員の給与）

常勤職員の給与は、所定内給与を基本給及び通勤手当とする。また所定外給与として時間外手当、休日出勤手当、深夜業手当は該当する場合支給する。

第5条（常勤職員の賞与）

主事及び書記に賞与を支給する。

2 賞与の支給については、民間企業の支給実態を踏まえ、一般職の給与に関する法律（以下「給与法」という。）に定める方法に準拠して、次項以降の方法によって行う。

3 下記の算定対象期間内の末日において在籍する者に対し、6月及び12月に支給するものとする。

①6月（算定対象期間：前年12月～5月）

②12月（算定対象期間：6月～11月）

4 賞与の額は、第5項の賞与基礎額に、下記の各号の率の合計を乗じた額とする。

(1) 給与法第19条の4第2項に定める率 ※期末手当に関するもので、現在は100分の130

(2) 人事院規則9-40（期末手当及び勤勉手当）第13条第1項ハに掲げる率（率が不定の場合は上限の率） ※勤勉手当の成績率のうち（良好（中位））と評価された者の率であり現在は、100分の89.5

5 賞与基礎額は、基本給月額とする。ただし、主事については、基本給月額に人事院規則9-40（期末手当及び勤勉手当）別表第1の行政職俸給表（一）欄の「職務の級三級の職員」の加算割合を加えた額を賞与基礎額とする。※係長級の加算率であり、現在は100分の5

6 途中採用等で算定対象期間内の勤務月数が短い者については、給与法第19条の4第2項に基づき減額して支給する。また、算定対象期間内の末日以前の1か月以内に退職又は死亡した者についても減額して支給する。

7 勤務成績が著しく不良な者については、給与法に準拠して支給の可否及び支給額を会長が定める。

8 第4項及び第5項に関して給与法及び人事院規則9-40（期末手当及び勤勉手当）が改正された場合は、それらの適用日をこの規程の適用日とする。これに伴い、すでに支給した賞与の額に変動がある場合は、次の賞与支給において増減額を調整する。

第6条（採用時の基本給）

採用時の基本給は次のとおりとする。なお、国が公表する中途採用時賃金情報等を参考にし、採用される者の年齢及び経験能力を勘案して適切な額を設定する。

- ①事務局長の基本給 月額300,000円以上
- ②事務局次長の基本給 月額290,000円以上
- ③主事の基本給 月額250,000円以上
- ④書記の基本給 月額220,000円以上

第7条（通勤手当）

通勤手当は、職員の自宅最寄り駅から就業の場所の最寄り駅までの合理的かつ最も経済的な方法による1ヶ月定期券相当額を支給する。ただし、1ヶ月の上限は50,000円を限度とする。

第8条（超過勤務手当）

1日の実働時間が7時間を超えたときは、次の計算により支給する。ただし、事務局長、事務局次長には適用しない。

$$\text{時間あたり給与} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

なお、時間あたり給与は、基本給月額 \times 12月 \div 各年度の年間所定労働時間により算出する。

第9条（休日労働手当）

常勤職員就業規則第51条に定める休日に働いたときは、次の計算により支給する。ただし、事務局長、事務局次長には適用しない。

$$\text{時間あたり給与} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$$

第10条（深夜業手当）

超過勤務及び休日労働の時間が、午後10時より午前5時の間にわたったときは、次の計算により第8条または第9条に加算して支給する。

$$\text{時間あたり給与} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

第11条（給与締切日および支払日）

給与は毎月16日に、その月の1日より末日までの分を本人名義の口座に振込む。ただし、支給日が土曜日の場合は前営業日、日曜日の場合は翌営業日に支給する。

第12条（給与の支払形態・適用）

給与の支払形態は、事務局長、事務局次長は完全月給制の適用とする。また主事、書記は日給月給制の適用とする。

- (1) 完全月給制とは月額で給与を定め、欠勤等不就業についても、給与を支給するものをいう。
- (2) 日給月給制とは月額で給与を定め、欠勤等不就業については、該当する日数、時間の給与を支給しないものをいう。全欠の者については、その月の給与は支給しない。

2 第2項の場合において、不就業の日数および時間の計算は、当該給与期間の合計とする。

3 計算方法は、次のとおりとする。

(1) 欠勤（不就業）の場合

基本給／1か月の平均所定労働日数×不就業日数

(2) 遅刻・早退・私用外出の場合

基本給／1か月の平均所定労働時間×不就業時間数

第13条（日割及び時間割計算）

給与の日割または時間割計算を行うときは、給与をそれぞれ1か月の所定労働日数または1か月の所定労働時間で除したものを基準とする。

2 常勤職員が、給与計算期間の途中で採用、休職、復職および退社したときの給与は日割計算により得た額を支給する。

第14条（控除）

次の各号の一に該当するものは、毎月の給与より控除する。

(1) 所得税および住民税

(2) 社会保険料（健康保険料・介護保険料・厚生年金保険料）の本人負担分

(3) 雇用保険料の本人負担分

(4) その他全国機構が必要と認め、職員の過半数を代表する者と書面により協定を結び職員が同意したもの

第15条（基本給の改定）

基本給の改定は原則として年1回とし、実施する場合は4月支給分より行う。ただし、全国機構の財務状況の悪化その他やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

2 基本給の改定に当たっては、民間企業の給与改定の実態を踏まえ、「賃金引上げ等の実態に関する調査（厚生労働省）」その他の統計を参考にして決定する。決定に当たっては、常勤職員の直近1年間の勤務成績を加味するものとする。

3 常勤職員の服務・職務遂行能力・管理能力等において不適格と認められる場合、降給を行うことがある。

第16条（退職手当）

全国機構を退職する時点において事務局長、事務局次長、主事及び書記に就いていた職員に対して退職手当を支給する。退職手当の金額は、退職時の基本給月額に勤務年数を乗じた額とする。ただし、勤務年数の端数は切り捨てて計算する。

附 則

第17条（立案及び決定）

この規程の立案および改廃は理事会の議決により、全国機構の会長が決定する。

第18条（施行）

この規程は平成29年4月1日から施行する。

第19条（その他）

第15条及び第16条に規定する期間を計算するにあたっては、本規程施行前に経過した期間を算入するものとする。

- 2 前項の期間計算にあたっては、特定非営利活動法人全国更生保護就労支援会の職員であった期間は算入しないものとする。

第20条（廃止）

平成28年3月29日に制定した「特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構 組織、職員及び給与規程」は、平成29年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

契約職員給与規程

特定非営利活動法人
全国就労支援事業者機構

第1条（適用）

この規程は、特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構（以下「全国機構」という。）定款第22条の規定に基づき、全国機構に勤務する常勤契約職員及び非常勤契約職員の給与等に関する事項を定めるものである。

第2条（会長の権限）

会長は、本規程の定めるところにより、契約職員の給与等を定める。

2 契約職員の給与決定の原則は、職務の内容、責任の程度、職務の質を考慮して決定する。

第3条（契約職員の給与）

契約職員の給与は、所定内給与を基本給及び通勤手当とし、その他の手当は支給しない。また所定外給与として時間外手当、休日出勤手当、深夜業手当は該当する場合支給する。

第4条（契約職員の賞与）

賞与については、算定対象期間内の末日において在籍するものにおいて支給するものとし、6月に給与の1ヶ月分、12月に1ヶ月分支給する。ただし、非常勤契約職員には賞与は支給しない。

2 それぞれの賞与の算定対象期間は、以下の通りとする。

① 6月（算定対象期間：前年12月～5月）

② 12月（算定対象期間：6月～11月）

3 前項に定める算定対象期間に途中で採用した場合は、在籍月数に応じて按分した金額を当該期間の賞与として支払う。

第5条（常勤契約職員及び非常勤契約職員の基本給）

常勤契約職員の基本給は、月額200,000円以上220,000円以内の範囲で、採用の時、会長が定める。

2 非常勤契約職員の基本給は時給とし、時給1,100円～1,800円の範囲内で、採用時に会長が決定する。

第6条（通勤手当）

通勤手当は、常勤契約職員の自宅最寄り駅から就業の場所の最寄り駅までの合理的かつ最も経済的な方法による1ヶ月定期券相当額を支給する。ただし、1ヶ月の上限は50,000円を限度とする。

2 非常勤契約職員は全国機構が貸与する乗車カード（交通系ICカード）を、通勤時、外出時に利用し、所定の手続きで精算することとする。

第7条（残業手当）

1日の実働時間が7時間を超えたときは、次の計算により支給する。

時間あたり基本給 × 1.3 × 時間外労働時間数

なお、常勤契約職員の時間あたり基本給は、次の計算により支給する。

基本給 ÷ (1ヵ月の平均所定労働時間) = 時間あたり基本給

※1ヵ月の平均所定労働時間 242日 ÷ 12ヶ月 × 7時間 = 141.16時間

※年間所定休日123日：内訳（土日：104日、国民の祝日（日曜日重複除く平均）：14日、年末年始（1/1除く）：5日）

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	平均
祝日	15	15	16	16	15	17	16	(祝日計110・重複9)
重複	0	1	4	2	1	1	0	÷7年 ÷14.4日

第8条（休日労働手当）

契約職員就業規則第43条に定める休日に働いたときは、次の計算により支給する。

時間あたり基本給 × 1.35 × 休日労働時間数

第9条（深夜業手当）

残業及び休日労働の時間が、午後10時より午前5時の間にわたったときは、次の計算により第7条又は第8条に加算して支給する。

時間あたり基本給 × 0.25 × 深夜労働時間数

第10条（給与締切日及び支払日）

給与は毎月16日に、その月の1日より末日までの分を、予め職員が届け出た本人名義の金融機関口座に振込む。ただし、16日が土曜日の場合は15日（15日が休日に当たるときは18日）に、16日が日曜日の場合は17日（17日が休日に当たるときは18日）に支給する。

第11条（給与の支払形態・適用）

給与の支払形態は、常勤契約職員は日給月給制の適用とする。

日給月給制とは月額で給与を定め、欠勤等不就業については、該当する日数、時間の給与を支給しないものをいう。全欠の者については、その月の給与は支給しない。

2 前項後段の場合において、不就業の日数及び時間の計算は、当該給与期間の合計とする。

3 計算方法は、次のとおりとする。

(1) 欠勤（不就業）の場合

基本給 ÷ 1ヶ月の平均所定労働日数 × 不就業日数

(2) 遅刻・早退・私用外出の場合

基本給 ÷ 1ヶ月の平均所定労働時間 × 不就業時間数

第12条（日割及び時間割計算）

常勤契約職員の給与の日割または時間割計算を行うときは、給与をそれぞれ1ヶ月の所定労働日数または1ヶ月の所定労働時間で除したものを基準とする。

2 常勤契約職員が、給与計算期間の途中で採用、退職、復職及び退職したときの給与は日割計算により得た額を支給する。

第13条（控除）

次の各号の一に該当するものは、毎月の給与より控除する。

(1) 所得税及び住民税

- (2) 社会保険料（健康保険料・介護保険料・厚生年金保険料）の本人負担分
- (3) 雇用保険料の本人負担分
- (4) その他全国機構が必要と認め、職員の過半数を代表する者と書面により協定を結び職員が同意したもの

第14条（基本給の改定）

契約職員は契約更改時に行う。ただし全国機構の財務状況の悪化等やむを得ない事情が生じた場合はこの限りではない。

- 2 常勤契約職員は、契約更改時に現に受けている基本給月額に5,000円以内の額を加えた額を基本給月額とすることができる。ただし、基本給月額は本規程第5条に定める金額を超えることはできない。

ただし前項にかかわらず、以下の場合は昇給を適用しない。

- ①算定期間における所定労働日数の3分の1以上就業しなかった者
- ②査定時において休業中の者
- ③査定期間中に懲戒処分を受けている者

第15条（退職手当）

退職手当は支給しない。

附 則

第1条（立案及び決定）

この規程の立案および改廃は理事会の議決により、全国機構の会長が決定する。

第2条（施行）

この規程は平成29年4月1日から施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構	事業年度	令和2年4月1日～令和3年3月31日
-----	--------------------------	------	--------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	52,990,000円
賛助会員受取会費	1,222,000円
寄附金	5,400,000円
日本更生保護協会助成金	18,000,000円
更生保護振興財団助成金	4,000,000円
その他助成金	100,000円
身元保証事業収益（身元保証受託費）	45,792,000円
受託事業収益（厚生労働省事業委託費）	15,737,200円
受取利息	1,003,461円
投資信託収入	2,471,706円
雑収益	427,376円
過年度損益修正益	100,000円
為替差益	8,244円
	円
合 計	147,251,987円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
(該当事項なし)	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

(該当事項なし)

【6・別紙】支出した寄附金に関する事項

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
R2.6.29			地方機構就労支援スタッフ配置費用の助成	1,800,000円
R2.6.29			地方機構就労支援スタッフ配置費用の助成	1,800,000円
R2.6.29			地方機構就労支援スタッフ配置費用の助成	1,800,000円
R2.6.29			地方機構就労支援スタッフ配置費用の助成	1,800,000円
R2.6.29			地方機構就労支援スタッフ配置費用の助成	1,800,000円
R2.6.29			地方機構就労支援スタッフ配置費用の助成	1,800,000円
R2.6.29			地方機構就労支援スタッフ配置費用の助成	1,800,000円
R2.6.29			地方機構就労支援スタッフ配置費用の助成	1,800,000円
R2.6.29			地方機構就労支援スタッフ配置費用の助成	1,800,000円
R2.6.29			地方機構就労支援スタッフ配置費用の助成	1,800,000円
R2.6.29			地方機構就労支援スタッフ配置費用の助成	1,800,000円
R2.6.29			地方機構就労支援スタッフ配置費用の助成	1,800,000円
R2.6.29			地方機構就労支援スタッフ配置費用の助成	1,800,000円
R2.6.29			地方機構就労支援スタッフ配置費用の助成	1,800,000円
R2.8.19			資格取得費用助成	379,140円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	700,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	307,320円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	350,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	300,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	980,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	2,215,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	1,159,200円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	240,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	1,092,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	455,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	2,500,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	1,900,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	300,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	2,500,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	1,710,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	2,500,000円

【6・別紙】支出した寄附金に関する事項

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	1,440,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	300,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	398,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	525,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	950,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	347,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	300,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	840,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	700,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	300,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	1,190,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	500,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	1,482,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	1,500,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	651,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	345,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	300,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	510,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	641,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	2,364,400円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	2,500,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	500,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	420,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	480,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	1,190,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	181,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	2,500,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	600,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	500,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就労支援事業の助成	735,000円

【6・別紙】支出した寄附金に関する事項

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
R2.9.18			刑務所出所者等の就 労支援事業の助成	350,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就 労支援事業の助成	450,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就 労支援事業の助成	1,000,000円
R2.9.18			刑務所出所者等の就 労支援事業の助成	2,350,000円
R2.11.6			自立支援助成	100,000円
R2.12.11			資格取得費用助成	183,780円
R3.2.15			自立支援助成	100,000円
合計				72,710,840円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構	チェック欄
-----	-----------------------	-------

<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 役員総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>	<p>✓</p>
---	----------

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	令和2年4月1日～令和3年3月31日	36人	0人	0%	9人	25.0%
㉒	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉓	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉔	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉕	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉖	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <u>いいえ</u>	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<u>はい</u> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉗ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 <u>無</u>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		36人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		9人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳												
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況								
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	特許	就任・退任 年月日	
久保田 政一		理事		○								H26.7.1 就任
石田 徹		理事		○								H28.7.1 就任
宮本 武史		理事		○								R1.11.1 就任 R2. 6.30 退任
後藤 準		理事		○								R2. 7.1 就任
三木 繁光		理事		○								H21. 1.6 就任 R2. 6.30 退任
佐藤 康博		理事		○								R2. 7.1 就任
佐藤 哲哉		理事		○								R1.9.1 就任
橋本 圭一郎		理事		○								R1.5.20 就任
御手洗 富士夫		理事		○								H24.7.1 就任

岩田 圭一		理事		○															R1.5.20 就任
内山田 竹志		理事		○															H28.7.1 就任
押味 至一		理事		○															H30.7.1 就任
東原 敏昭		理事		○															H30.7.1 就任
榊原 定征		理事		○															H26.7.1 就任
柴田 昌治		理事		○															H21.1.6 就任
佃 和夫		理事		○															H21.1.26 就任
三村 明夫		理事		○															H24.7.1 就任
宮原 賢次		理事		○															H21.1.6 就任
渡邊 光一郎		理事		○															H30.7.1 就任
木村 康		理事		○															H30.7.1 就任
岩田 圭剛		理事		○															H26.7.1 就任
須佐 尚康		理事		○															H29.7.1 就任
渡邊 佳英		理事		○															H22.7.1 就任

切中 厚美		理事	○								H22.9.22 就任 R2. 6.30 退任
福谷 直正		理事	○								R2. 7.1 就任
大橋 太朗		理事	○								H29. 4.1 就任 R3. 1.28 退任
山下 隆		理事	○								H24.7.1 就任
渡邊 智樹		理事	○								H29.7.1 就任
藤永 憲一		理事	○								R1.8.1 就任
松尾 邦弘		理事	○								H21.1.6 就任
杉山 秀二		理事	○								H30.7.1 就任
太田 俊明		理事	○								H30.7.1 就任
渡邊 泰弘		理事	○								H28.4.1 就任
加毛 修		理事	○								H21.1.26 就任
鈴木 みゆき		理事	○								H29.5.26 就任
藤本 哲也		理事	○								H21.1.6 就任
青沼 隆之		理事	○								H30.7.1 就任

清水 祥之		理事		○								H30.7.1 就任
鳥羽 衛		監事		○								H21.1.6 就任
上村 成生		監事		○								H30.4.1 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
振替伝票	単票	随時	10年
現金出納簿・現金照合表	表計算ソフト (Excel) 使用 ルーズリーフ	随時	10年
小口現金出納簿・現金照合表	表計算ソフト (Excel) 使用 ルーズリーフ	随時	10年
総勘定元帳	会計ソフト (会計王 NPO 法人 スタイル) 使用 ルーズリーフ	月1回	10年
仕訳日記帳	会計ソフト (会計王 NPO 法人 スタイル) 使用 ルーズリーフ	月1回	10年
固定資産台帳	会計ソフト (会計王 NPO 法人 スタイル) 使用 ルーズリーフ	年1回	10年
賃金台帳	給与計算ソフト (給料らくだ プロ) 使用 ルーズリーフ	月1回	10年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名		チェック欄
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		<input checked="" type="checkbox"/>

イ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意 <input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構
-----	----------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
✓						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事業年度</td> <td>月 日～ 月 日</td> <td>設立年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構	チェック欄
<p>認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。</p> <p>1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等^(註1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ニ 暴力団の構成員等^(註2)</p> <p>2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人</p> <p>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>		<input checked="" type="checkbox"/>
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/>
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/>
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/>
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="radio"/>
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	<p>認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</p> <p>(注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること</p> <p>(注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要</p>	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ